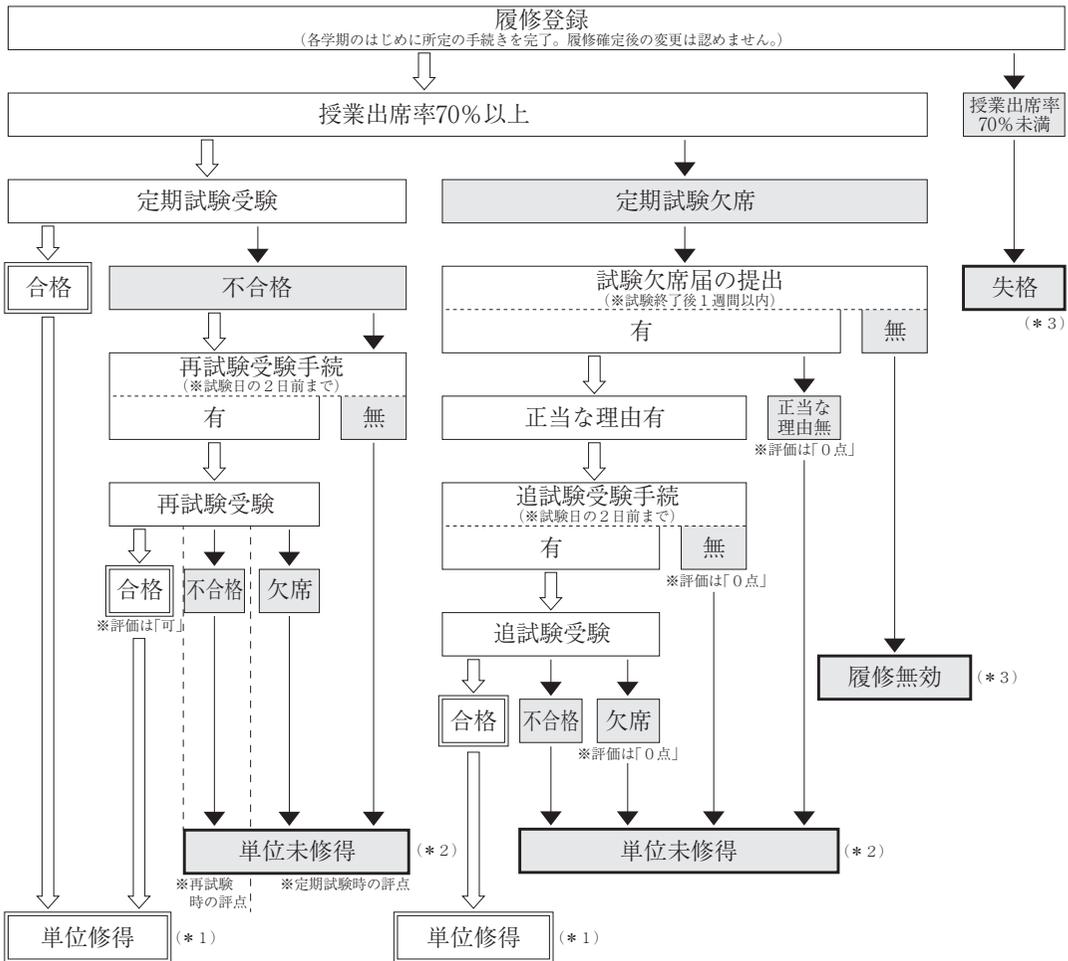


履修登録から単位修得まで



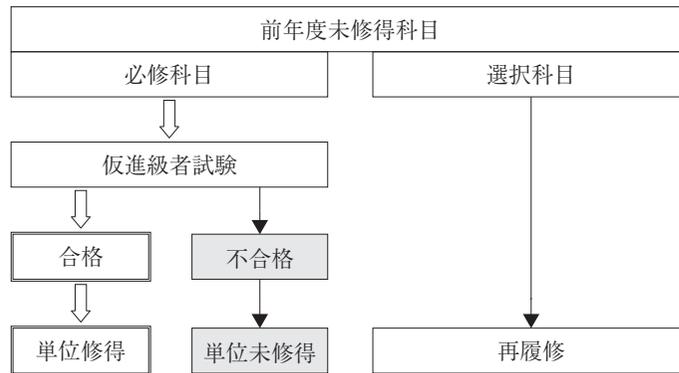
※詳細は、「心理科学部履修規程」第7～13条を参照すること。

進級の基準

- (* 1) 当該学年に配当されている必修科目を全て修得した場合……………進級
- (* 2) 必修科目に単位未修得がある場合でも、当該学年に配当されている必修科目数の合計のうち20%を超えない不合格科目数の場合は仮進級を認めることがある。
 仮進級が適当と判断された場合……………仮進級
 仮進級が不適当と判断された場合……………留年
- (* 3) 必修科目が「失格」・「履修無効」の場合……………留年

仮進級の場合の単位修得

- ① 仮進級者に対して仮進級者試験を行う。
- ② 受験手続は試験実施の2日前までとする。(再試験と同様の手続きである。)
- ③ 合格者の評価は「可」とする。
- ④ 選択科目は仮進級者試験を行わない。単位修得を希望する場合は再履修となる。
- ⑤ 不合格の場合は、次年度の仮進級者試験を受験する。
ただし、当該年度の単位修得状況により留年となることもある。



受験心得

試験にあたっては、試験場において下記事項に十分留意のうえ、受験しなければならない。

1. 受験者は、必ず学生証を携帯し、試験に臨むこと。
2. 試験場においては、必ず座席表に指定された座席に着席し、学生証を机上に提示すること。
3. 解答用紙には「学科、学年、学籍番号、氏名」を楷書で明瞭に記入すること。マークシートを使用して実施する試験においては、HBの黒鉛筆で明瞭に記入すること。
4. 試験開始後20分を越える遅刻者は、受験を認めない。
5. 試験開始後30分までは、退場を認めない。
6. 試験場における物品の貸借及び私語を禁ずる。
7. 試験場において参照を許可されたもの以外はまとめて指示された場所に置くこと。
8. 答案を提出する場合は、試験監督の指示する場所に提出すること。提出した者は私語をつつしみ、すみやかに退場すること。
9. その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従うこと。

不正行為をした者、試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則の規定に基づき懲戒する。

また、当該授業科目、当該試験期間中の受験該当授業科目の全科目の評点を0点とみなす。